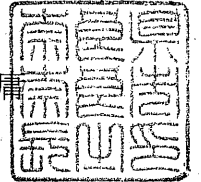


別紙様式第2号（第3関係）

令和3年3月31日

奈良市議会議長 三浦教次様

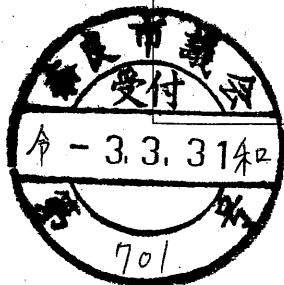
回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>1、政教分離について</p>
回答内容	<p>1、政教分離について</p> <p>(1) 別添「1. 市有地上の宗教施設」をご参照ください。 なお、市道上の宗教施設が存在する事例については、調査に時間を要するため、後日回答させていただきます。</p> <p>(2) 全庁照会（令和3年3月9日付け）により調査、確認いたしました。</p> <p>(3) 別添「2. 宗教団体等に対して公金を支出した事業（平成27年度～令和2年度）」をご参照ください。</p> <p>(4)～(6) 別添「3. 宗教団体等が主催する出席行事一覧」をご参照ください。</p> <p>(7) 別添「1. 市有地上の宗教施設」及び別添「3. 宗教団体等が主催する出席行事一覧」をご参照ください。</p>



(8) 法的知識・意識（リーガルマインド）の涵養のため、庁内ネットワークを利用した職員への周知・啓発を図っており、その中で政教分離も取り上げています。

また、日常の職員からの法務相談の中で政教分離に関するものもあり、これに庁内弁護士を中心に対応する中で、職員に憲法上の問題点で知っておくべきことも伝えながら、その理解及び周知を図っております。

さらに、令和2年度には管理職を対象として実施した法務研修において、政教分離原則に関連して「那覇市における都市公園敷地内への孔子廟の設置許可」を事例演習のテーマとして取り扱い、その許認可並びに使用料の必要性について議論を行いました。研修終了後には、上記事例についての最高裁判所の判決が得られたことから、その内容を当該研修の受講生に共有しているところです。

(担当部局：総合政策部 秘書広報課・人事課、
総務部 財政課・法務ガバナンス課・資産経営課、
建設部 土木管理課、会計管理者 会計課)

受理日 令和3年 3月 31日

